

「秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」素案に関する 意見募集について

令和7年12月15日

県では、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）に基づき、令和5年3月に県内全市町村と共同で策定した「秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」の改定を進めています。

この度、素案を取りまとめましたので、広く県民の皆様からご意見を募集します。

1 名 称

「秋田県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」素案

2 意見の提出期間

令和7年12月15日（月曜日）～令和8年1月15日（木曜日）必着

3 関係資料等の閲覧方法

（1）印刷物の閲覧場所

秋田県農林水産部農林政策課（県庁本庁舎4階）

秋田県総務部広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局総務企画部地域企画課

（2）インターネット

秋田県公式W e b サイト（美の国あきたネット）<https://www.pref.akita.lg.jp/>

※ 「美の国あきたネット」→「部署から探す」→「農林水産部」

→「農林政策課」→「最新情報」

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

意見書の様式は別添のとおりです。

なお、電話や口頭でのご意見は受付しませんので、ご了承ください。

5 意見提出の際の留意事項

意見書の提出に当たっては、提出される方の住所、氏名を明記してください。

住所、氏名を明記していない場合には、提出意見として取り扱わない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出していただいたご意見については、県の考え方を付して、内容を公表します。

その際、住所・氏名は公表しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

また、案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があつたことのみを公表し、改めて県の考えを示すことはいたしません。

7 意見の提出先

秋田県農林水産部農林政策課

住所：〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話：018-860-1723 FAX：018-860-3842

電子メール：nourinseisaku@pref.akita.lg.jp